

(厚生労働委員会)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）（衆議院

送付）要旨

本法律案は、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、令和七年四月一日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面二十七万五千円、五年償還の国債を支給する。

二、特別弔慰金に関する処分等に係る審査請求に対する裁決について、その諮問先を行政不服審査会から審議会等で政令で定めるものに変更する。

三、令和十二年四月一日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面二十七万五千円、五年償還の国債を支給する。

四、この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、三は、令和十二年四月一日から施行する。